

第27回東京圏国家戦略特別区域会議 東京都提出資料

高度人材ポイント制の特別加算 全国初活用！

認定案件

- 我が国は、本格的な人口減少・少子高齢社会を迎えており、今後、我が国全体の経済活性化を図るためには、外国企業の誘致による海外からの資金、優れた人材・技術等の経営資源の導入が重要課題
 - 東京都は、2017年度から2020年度末までの4年間で、第四次産業革命関連企業40社、金融系（資産運用業、フィンテック）企業50社を含む400社以上の外国企業を誘致することを目標に、各種施策を実施
 - 今後は、こうした取組に加え、新規メニューである、地方公共団体が創業等を支援する企業等に就労する外国人への出入国管理上の優遇措置（高度人材ポイント制の特別加算）を活用することにより、高度外国人材の更なる受入を促進

高度人材ポイント制の特別加算について

【特例の概要】

より高度な外国人材の受入を積極的に促進する観点から、国家戦略特別区域法の規定に基づき、地方公共団体が創業等を支援する企業等に就労する外国人について、出入国管理上の優遇措置を講ずる「高度人材ポイント制」の特別加算の対象とし、十点を加算

【特例活用に伴う東京都の対応（特例措置認定後、運用開始予定）】

- ・ 東京都の下記事業を活用し、東京に進出する外国企業に対し、東京都が利用証明書を発行。申請を希望する外国人は、同外国企業が保有する利用証明書の写しを添付の上、法務省出入国在留管理庁へ在留資格認定を申請（→法務省が在留資格を認定）

→ 今後、東京都の海外誘致窓口や在京各国大使館・ジェトロ等と連携した制度の周知を進め、資産運用業やフィンテック企業等、更なる高度金融人材の呼び込みを実現

【東京都における対象事業】

① 金融系外国企業発掘・誘致事業

⇒都の同事業による支援のもと、投資計画書（都内進出の意思決定文書）を東京都に提出した企業（年間15社程度）

② 東京都アクセラレータプログラム（フィンテック分野）

⇒都の同事業に選定された企業（年間10社程度）

③ 金融系外国企業拠点設立補助金

⇒都の同制度を利用した企業（年間10社程度）

焼酎特区 檜原村「じゃがいも焼酎」

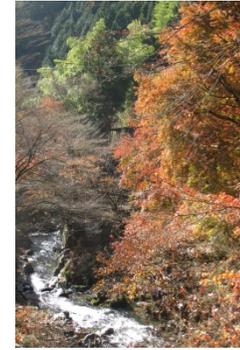
現状・課題

- ◆ 現行の酒税法では、酒類製造免許取得には、一定量の製造が必要であり、それに見合った製造施設の整備が必要になる。
- ◆ 現在、檜原村では、特産品のじゃがいもから醸造した焼酎を販売しているが、村内では免許取得に必要な数量を製造できないため、製造は村外事業者へ委託している。

特区活用の効果

- ◆ 製造免許取得に係る製造量要件を緩和（10キロℓ以上→制限なし）。これにより「じゃがいも焼酎」の村内製造が可能となり、村による主体的な製造・販売、商品の研究開発を実現
- ◆ 整備予定の焼酎製造施設は、焼酎づくりの見学が可能のほか、焼酎の直売も実施予定。村の新たな観光拠点の形成

魅力ある地域資源を生かした観光振興、6次産業化の実現



村の風景



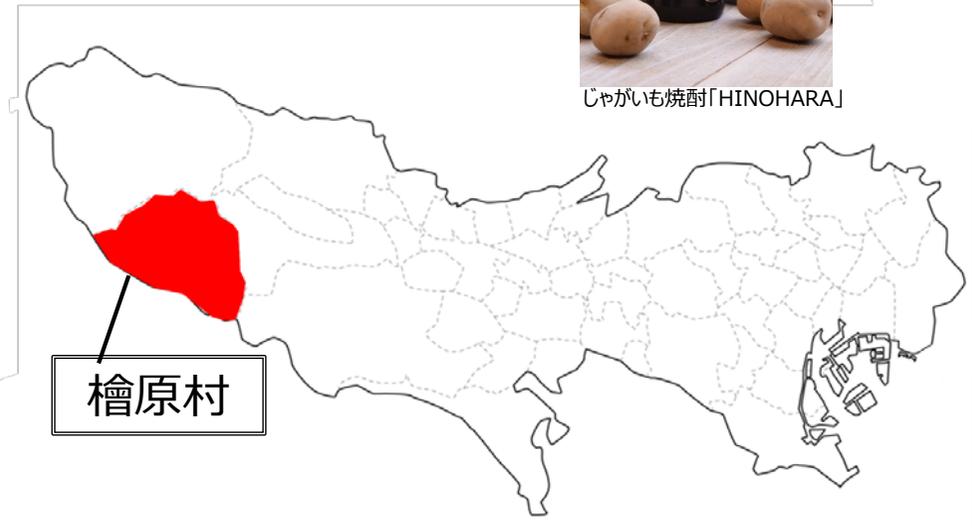
払沢の滝



じゃがいも焼酎「HINOHARA」

東京都の焼酎特区活用状況

	① アルコール度数による酒類の定義	② 製造免許に必要な年間製造見込数量	③ 要望の主体 * かつこ内は原料
原料用アルコール	45度超	6キロℓ以上 → 制限なし	青ヶ島村 (サツマイモ、麦) ※ 認定済
単式蒸留しょうちゆう	45度以下	10キロℓ以上 → 制限なし	檜原村 (じゃがいも)  御蔵島村 (へんご(島天南星)) ※ 新たに村内での焼酎製造を目指す 



日本橋川沿いエリアにおける都市再生の推進

認定案件

都市計画法の特例等を活用し、日本橋川沿いの水辺の賑わい創出や国際競争力の強化に資する金融拠点、ライフサイエンス拠点及び居住環境の形成等を推進

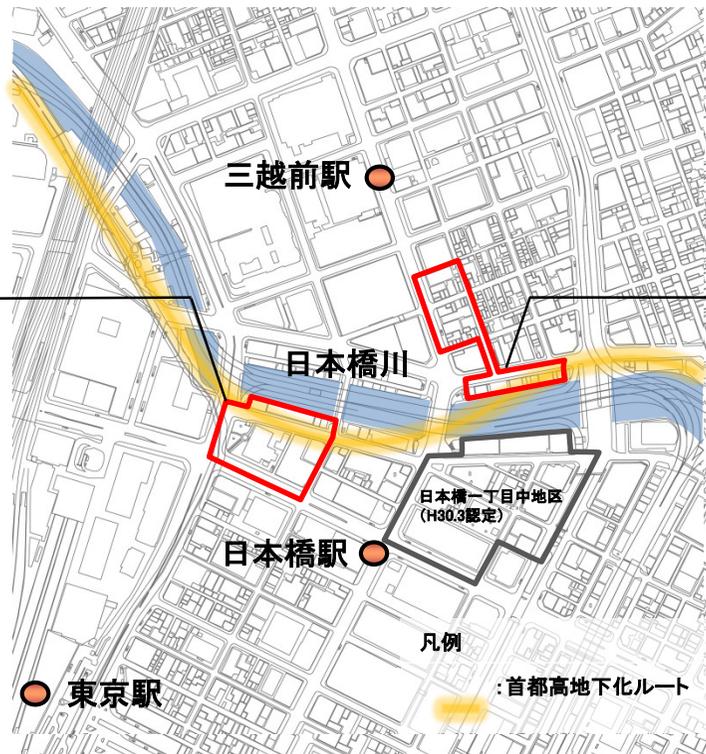
【八重洲一丁目北地区】

(東京建物株式会社)

○都市計画法の特例

- ・日本橋川交流拠点の象徴となる広場空間(約3400㎡)の整備と首都高地下化の実現に向けた協力
- ・国際金融・都心型MICEを支える高度金融人材サポート施設の整備

<イメージパース>



首都高地下化と連携した周辺のまちづくりにより、歴史と品格を受け継ぎ、新たな賑わいや創造を生み出す日本橋川交流拠点を形成

【日本橋室町一丁目地区】

(三井不動産株式会社)

○都市計画法の特例

- ・川沿いプロムナードなど日本橋川沿いの賑わいのある水辺空間と交流拠点の整備、首都高地下化の実現に向けた協力
 - ・ライフサイエンス産業を支える拠点の整備
- ### ○住宅の容積率に係る建築基準法の特例

外国人等多様なニーズに対応した居住施設(約100戸)の整備

<イメージパース>



浅草六区ブロードウェイ、池袋駅東口グリーン大通りにおいて、エリアマネジメントに係る道路法の特例の活用により、道路空間等を活用した賑わいの創出につながる様々なイベント等を展開

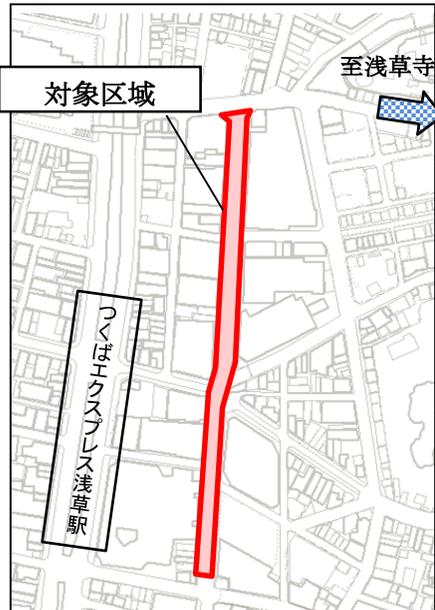
浅草六区ブロードウェイ

(実施主体:一般社団法人 浅草六区エリアマネジメント協会)

○イベント時におけるオープンカフェ等の設置により、休憩できる「おもてなし」空間を提供することで、外国人を含む観光客等の受け入れを促進し、都市観光の推進を図る。

【今後の活動予定】

桐生八木節まつりin浅草、弘前ねぷた浅草まつり、
秋田竿燈まつりin浅草、浅草六区大道芸フェスティバル等



桐生八木節祭りの様子



オープンカフェのイメージ

池袋駅東口グリーン大通り

(実施主体:グリーン大通りエリアマネジメント協議会)

○認定済区域と南池袋公園の回遊性を高め、国際的なイベントの開催都市としての魅力向上を図る。

○イベント時以外にも恒常的に食事・購買施設、ストリートファニチャー等を設置することで、日常的にくつろげる空間を創出する。

【今後の活動予定】

・東アジア文化都市 2019 豊島
(中国・韓国の代表都市とともに豊島区の文化を発信。)



ストリートファニチャーのイメージ



南池袋公園でのイベントイメージ